

福岡市の事業者のみなさまへ



平成23年度

# 「福岡市事業系古紙地域回収支援モデル事業」申請者募集

(3以上の事業者が共同で古紙回収に取り組む場合にかかる費用を1/3補助します！)

福岡市では、古紙の少量排出事業者等における古紙回収の促進を図るため、複数の事業者が共同で古紙を回収するシステムを構築した団体に対して補助金を交付します。古紙を保管するスペースがなく、古紙がまとまった量にならないために、古紙回収業者が回収に来てくれないとお悩みの事業者のみなさま。お近くの事業者の方と協力して古紙回収を始めてみませんか。

## ■ 対象となる団体

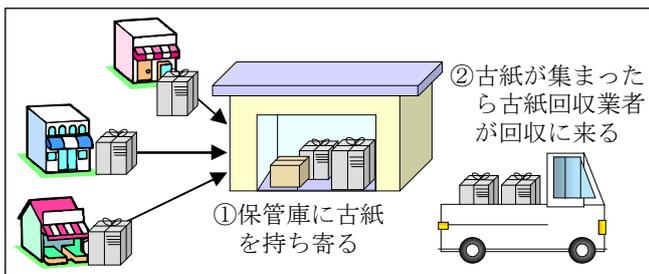
市税の滞納がなく、暴力団と関わりのない市内の3以上の事業者で構成された団体

## ■ 対象となる事業

古紙の再生利用を目的として、申請団体を構成する各事業者から排出される古紙を共同で回収し、古紙回収業者等に引き渡す事業で、次のどちらかの事業

### 保管庫回収

新規に設置又はレンタルした保管庫に古紙を持ち寄る事業



### 待機回収

保管庫を設置せずに、決められた日時・場所に古紙を持ち寄る事業



## ■ 補助金の内容

### ① 保管庫回収の場合

補助対象経費		説明	補助金額	限度額	申請可能年度
設備導入費用	備品費	保管庫の購入に要する経費	補助対象経費の3分の1以内	31万1千円	初年度のみ
	工事費	保管庫を組み立て、設置するために必要な工事に要する経費			
管理運営費用	人件費	古紙回収業者が回収に来る際に、団体の代表として立ち会う者に対して支払われる経費(従事時間1時間当たりの補助限度額は395円)	補助対象経費の3分の1以内	9千円	初年度から3年度目まで
	賃借料	保管庫等の設置場所として必要な土地又は建物や貸しコンテナ等の借上げに要する経費		12万円	

### ② 待機回収の場合

補助対象経費		説明	補助金額	限度額	申請可能年度
管理運営費用	人件費	古紙回収業者が回収に来る際に、団体の代表として立ち会う者に対して支払われる経費(従事時間1時間当たりの補助限度額は395円)	補助対象経費の3分の1以内	2万円	初年度から3年度目まで

## <注意事項>

1. 保管庫回収事業の場合、5年以上取組みを継続していただき、毎年度回収実績等を報告していただきます。
2. 管理運営費用については、事業実施月数による月割計算で限度額を定めます。
3. 事業内容の詳細や申請書類、様式については、環境局ホームページ(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/>)に掲載しています。

## ■ 申請受付期間

平成23年10月20日(木)～平成23年11月11日(金)

お問い合わせ先

福岡市環境局事業系ごみ対策課 担当:花田、北島

TEL:092-711-4039 FAX:092-733-5592

E-mail:jigyokeigomi.EB@city.fukuoka.lg.jp